

○久喜市児童福祉審議会条例

平成22年3月23日

条例第119号

改正 平成25年7月8日条例第43号

平成31年3月25日条例第2号

令和4年12月23日条例第32号

令和5年3月22日条例第11号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、久喜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育所関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども未来部子ども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年7月8日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の久喜市児童福祉審議会条例第3条第2項第5号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該最初に委嘱された際現に同条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期と同時に満了するものとする。

附 則（平成31年3月25日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第11号）抄  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。